

サホビメ・ホムチワケ・ヒバスヒメ物語成立

についての若干の考察

藤原茂樹

1 物語相互の関係性（A・B・Cの考察一）

タヂマモリの常世行と天皇系譜との記載を除けば、垂仁記の大部分はサホビメ・ホムチワケ・ヒバスヒメ物語（以下順にA・B・Cと略称する）から構成されている。その

あり方は垂仁紀元年から九九年・明年条に至るまで延べ三十数ヶ月に亘る記事を多数記載する紀の様相と相違をみせる。このうち、右三物語と対照する紀記事は七年七月条を除いた四年九月～二三年十一月条にみえ、これまでに記紀物語相互の関係が先学により考究されてきた。その成果の一部については本稿にふれ得ると考えるが、あらためてその研究史を^{註1}通覧するときAはA、BはBとそれぞれに論じられることが少なくないことを思う。なかにはAとC、AとB二物語の関係を論じる研究もみえるが、なお積極的に

記紀三物語の相関を全体的に論じた研究を管見に入れ得ずにいる。小稿はその点に留意し、古事記ABC三物語成立過程の一端を本文に沿いつつ息長氏との関係から明らかにしようとするものである。

さて、記をもとに記紀相互の類似表現を柱としてAB内をいくつかに分けCを加え全体を俯瞰するたよりとしたのが左表である。便宜的なものにすぎないがこれにより両者の異同がとらえやすくなると思う。（なお紙数の都合上本稿では記紀本文を部分的に引用するにとどめたい）

垂仁記

Aイ 此天皇ノ刺殺天皇之復

口 故天皇不知ノ必有是表焉

ハ 爾天皇詔之吾殆ノ可治賜

ニ 於是天皇詔雖ノ玉作也

ホ 亦天皇命詔ノ小佩者誰解

ヘ 答白且波比古多多須ノ亦從也

Bイ 故率遊ノ池率遊其御子

口 然是御子ノ勿言事

ハ 於是天皇患ノ令造神宮

ニ 於是天皇因ノ若湯坐

C 又隨其后ノ弟國也

垂仁記

Aイ 皇后母兄ノ諫兄之情歎

口 天皇幸來目ノ妾眼淚也

ハ 天皇謂皇后ノ勿忘天皇之恩

ニ (該當個所なし)

ホ (該當個所なし)

ヘ 願妾所掌後宮ノ八綱田也

Bイ (該當個所なし)

口 詔群卿ノ賜姓而曰鳥取造

ハ (該當個所なし)

ニ 因亦定鳥取ノ譽津部

C 喚丹波五女ノ稚淺津姬命

(Aはサホヒメ、Bはホムチノシワケ、Cはヒバスキメ物語)

本文文字数 (割注・年月日記事は数値から除く)

記Aイ 85字

紀Aイ 181字

口 197字

口 248字

ハ 127字

ハ 201字

ニ 222字

ニ /

ホ 101字

ホ /

ヘ 50字

ヘ 93字

Bイ 42字

Bイ /

口 146字

口 184字

ハ 455字

ハ /

ニ 24字

ニ 12字

C 150字

C 187字

〔西宮一民氏編「古事記 新訂版」・古典大系「日本書紀上」による〕

第二の特徴は、紀のAニホBイハが記に対応する部分をもたない点であり、これについては改めて後に述べたい。第二の特徴は記紀Aイロハ部が類似表現を多くもつ^{比喩}に対し、記紀Bの相互の表現面での相違（後引4章）が目立つものともかくも両者はそれぞれに対応する体裁（記ABC↓紀ABC）を整えている点である。これについては大きな問題を含むと考えるが本稿では取りあげることを保留したい。第三の特徴はABC相互の連係という観点から記紀に相違を認めることである。以上の特徴は物語形成からみてそれぞれ互いに関連する問題をもつが本稿では一・三の点につき述べ、第二の点については別の機会を持ちたい。

2 一つの編集・時間の逆転（A・B・Cの考察）

まず第三の特徴から起筆したい。

記Cの物語が「又其後の白したまひし隨に」と始まるのは、サホビメ皇后の遺言ともいふべき「且波の比古多多須美智の宇斯の王の女、名は兄比賣弟比賣、茲の二の女王、淨き公民ぞ。故、使ひたまふべし。」（記Aへ）の表明を受けてのことであり、サホビメ物語との有機的連続性を維持しようとする何ほどの編集の痕跡^跡と考へられる。当面書紀のそれにこういふつながりを意図する明らかな表現を見出さないことを問題の外に置くとしても、記それ自らの物

語内にみるこのような意欲のありようはそれが一過性の所為か持続的な傾向の所産であったかを見定めなくてはならない。少なくともホムチワケ御子についてのかなりの分量の物語が記サホビメ・ヒバスヒメ両物語の間に確固たる位置を占める事実（本文の文字数 A782字 B667字 C150字）について、AとB、AとCにみる内容的繋りに比し、BとCとが関係性において希薄ではないかということを考慮しつつ、この問題を窺う必要がある。即ちB物語に母の物語は内包されておらず、C物語に御子の物語が内包されていないということ確かめておきたい。ABは母の死（A）と御子の成長（B）、ACは後の死（A）とその後継者（C）との筋でつながり得るが、BCがある関係性を示すとすれば御子の養育者として丹波の王女を位置付ける方法がとられなければならない。しかし宮廷入りしたヒバスヒメ・オトヒメがその役割を負ったとの記録を見出すことはできない。

加えて、サホビメ皇后の言葉に従いミチノウシノ王の女を召すことの実行（記C）が、凡そ天皇における後の必要性を象徴する美豆能小佩の解放のための指名（記Aホ）という点に起因するがために、特に記においては後宮の長期にわたる空白は容認し難く見え、その実行はホムチワケの成長即ち「八拳鬚心前に至る」（Bロ）ことや肥長比賣との

結婚（Bハ）以前において既に行われたとみてよく、その点において古事記にみるこれら物語の並びよりは時間経過を逆転させてなお主張すべきものを用意していると見るべきである。

これによればミチノウシノ王の女の召喚（C）はホムチワケ物語（B）に先立つ、そのことの逆転現象がそのまま古事記A Bにまたがる一特徴として紀物語に対峙する（後述7章）。外形からみた紀物語（本文の文字数 A 7 2 3 字 B 1 9 6 字 C 1 8 7 字）のそれは記A Cとの近似値に比べBにおいて著しい相違を示す。それはいざれにしても記紀物語のそれぞれの特性として論じられねばならないが、あえて小稿の中心は古事記に焦点を絞りこむ。それは記により強く物語相互の連係が認められるように見えるためであり、伝承文学としての複合も神話的要素も作品形成の妙味も高まりゆく文学性の内に時の重層を示しつつ物語内に混在するかに見えるからである。ホムチワケ物語の膨張と優先とはそのこととの関連性の中で了解し得る面をもつ。紀物語との比較も一の要点はこれにあり、ホムチワケ物語の紀の短に対する記の長はサホビメ物語にさえその影を落とさざるを得なかった（後述6・7章）。伝承のゆくすえからいえばそこが一つのエポックであったことは追ひ追ひ明らかにし得たらと思う。

言わずもがなのことであるが、形成という点からいえば、又隨其后云々と筆をなす編者がその行為により作品形成の一翼を担う作者たると同時にそれ以前の伝承の読者もしくは享受者であるところに問題の複雑さが潜んでいる。なぜなら送り手と受け手とのこのような関係の想定が伝承の作者を考へる場合の基本的なスタンスであるべきだからである。今一つ言い添えておくことは、記はA B Cの順に連なり紀は年次A C Bの配列をみるが、記A C間に當麻蹴速野見宿禰埴力の記事（七年七月条）が挟まることで記にみる連続性を紀は断つ形にある。加えて、紀は「上毛野君の遠祖八綱田に命せて、狭穂彦を撃たしむ」（Aハ）とあるにより上毛野氏の関与を推測される（三谷栄一氏・前城直子氏^{注4}）伝承であるが、一方その氏族の関与を紀B Cに当てはめる徴証を見出せず、また紀Bは鳥取部の伝承とされる（吉井巖氏・志田諱一氏・阪下圭八氏・三谷氏・多田元氏^{注5}）が、その氏族の関与を紀A Cにあてはめる徴証を見出せないという意味において紀A B Cはそれぞれ別途の伝承経路をもつといえるであろう。少なくともその全体をみる時紀それぞれの物語は編集採録のありかたに記とは異質なものを持ちつつあると考へる。それは武田祐吉氏^{注6}三谷栄一氏にすでに言及のあるところでもある。

3 記サホビメ物語の特性 (記Aニの考察)

第一の特徴につき、第三の特徴と関連させつつみたい。

記Aニホは紀に対応部をもたない個所である。それだけに記物語の特性を具現し、物語形成に特殊の事情が加えられている可能性がある。

記Aニ玉作伝承の最終部につき、三谷栄一氏は「地得ぬ玉作」の諺を「説話の最後の意味づけ」とみて、ここで「サホビメ物語のクライマックスを伴うカタリとしての物語は終わった」と述べられた。前城直子氏も「この前部まで悲劇を盛り上げてきて、ここで一旦息を抜き中断する。」と述べられ、ここに段落のあることを読み解かれた。実際現在見る形のサホビメ物語を冒頭から読み進めると、右のような理解も可能であろう。しかし成立の面からみるとそれはどう理解すべきであろうか。守屋俊彦氏はここをもと玉作の服従説話であつたとみて、「玉作りの服従説話が入つた」か、「玉作りのことが機械的に結びつけられた」かであるとき、後の挿入説を提示された。寺村光晴氏も同様挿入説をとられる。これより早く、井口樹生氏はAニの部分につきこれを「諺の本縁譚」と理解した上で、「つまり、話の本筋からそれたものであり、それを全体として悲劇的色彩の濃いこの物語に挿入したところに、話者あるいは編者

のもくろみも得意もあつたのであろう。即ちこの二(記Aニに該当—筆者注)はなくてもすむ個所なのである。」とされた。以上の先学の説を私は重視したい。ことにも、井口説は紀との関係をも視野に入れつつAニの個所全体を挿入と説かれてはなはだ示唆的である。そこで、まず試みにAハ部とAホ部はもと直結していたのではないかとの想定をなしてみたいと思う。具体的にはAホ冒頭の「亦」の字を除いてこれがAハ最終部と結び付いていた段階があり得たのではないかと考えてみたい。

Aハ 「若し此の御子を、天皇の御子と、思ほし看さば、
治め賜ふべし。」 (Aハ最終部)

Aホ 天皇、其の後に命詔らしいていひしく、「凡て子の名は必ず母の名づくるを、何にか是の子の御名をば稱さむ。」 (Aホ冒頭部)

右のように、御子の出自についてAハで妻が申し出たことに對して、御子の名を問うという反応の仕方をもって、Aホで天皇が承諾したということになり、大きな破綻を見せることなく繋るようみえる。AニAホ部とも紀には該當個所がないことから、これを古事記サホビメ物語の特徴と見なし得るが、全体的な形成過程という視点からは、AニはAホよりは後の段階に他からもたらされたものと考ええる。

つまり、へAイロハホへ」という段階が現在みる形のサホビメ物語の一段階前にあつたことを想定し得る。

神田秀夫氏^{註11}が記中孤例の文字としてあげた十四例中九例〈選・宣・掠・豫・荆・腐・腐・全・抱〉が該Aニ部に集中することや、瀬間正之氏^{註12}の調査に作者の漢籍の教養の程を示す記中漢語の孤例〈選聚・力士・輕捷・掠取・取獲・豫知・悔恨〉がAニに頻出することをみれば、この挿入部が高度な修辭と文芸意識に支えられていたことを見て取れる。この点からもAニの新企画を考え得る。

さて、記紀対照につき相互の類似部を物語の定型部ととらえるとき、Aホも疑いなく大きな可変部である。だがそれがいつの段階の作為かとなるとB部との関連性においてとらえる必要を認める。B部に目を転じよう。

4 ホムチワケ物語の形成 (Bイロハの考察一)

「此の曙立王は、伊勢の品運部君、伊勢の佐那の造が祖

〈記〉

Bイ故、其の御子を率て遊びし状は、尾張の相津なる二俣櫃を二俣小舟に作りて、持ち上り来て、倭の市帥池、輕池に浮かべて、其の御子を率て遊びき。

ぞ。」との開化記系譜記事をもとに吉井巖氏は曙立王が同行する記のホムチワケの話を品運部が伝えたとき、一方曙立王同様息長日子王も「吉備の品運部君(略)が祖ぞ」(開化記)とみることから「息長氏の管掌下に品運部が所属したことを推定」した上で、元來ホムツワケの伝えであったものが息長の関与によりホムチワケの名に変えられた、記のホムチワケ物語は息長氏の手が加わっていると考えられた。武田祐吉氏はそれより早くに「曙立の王の子孫の傳承するところ」との見解を示された。共に聞くべき見解である。ただ、武田論はその詳細につき言及なく吉井論は系譜的研究を柱として論述されており、これが本文といかなる関連の中で捉えられるべきかについてはなお考察の余地が少なくない。そこで、古事記本文に沿って以下若干の考察を進めたい。

〈紀〉

(該当個所なし)

Bロ 然るに是の御子、八拳鬚心前に至るまでに眞事とはず。
故、今高往く② 鶴の音を聞きて、始めて阿藝登比たまひき。爾して山邊の大鶴を遣はして、其の鳥を取らしめたまひき。故、是の人其の鶴を追ひ尋ねて、木國より針間國に到り、亦追ひて稻羽國に越え、即ち旦波國、多遲麻國に到り、(略)遂に高志國に追ひ到りて、和那美の水門に網を張り、其の鳥を取りて持ち上りて獻りき。故其の水門を號けて和那美の水門と謂ふ。亦其の鳥を見たまはば、物言はむと思ほすに、思ほすが如く言ひたまふ事勿し。

Bハ 是に天皇患へ賜ひて、御寝ませる時に、御夢に覺して曰らししく、「我が宮を天皇の御舎の如修理ひたまはば、御子必ず眞事とはむ」(略)爾の祟は出雲の大神の御心にありき。故、其の御子をして其の大神の宮を拜ましめに遣はさむとせし時に、誰人を副へしめば吉けむとうらなひき。爾して曙立王トに食ひき。故、曙立王に科せて、宇氣比白さしめたまひしく(略)即ち曙立王・菟上王の二王を其の御子に副へて遣はしし時に、(略)到り坐す地毎に品遲部を定めたまひき。故、出雲に到りて、大神を拜み詔へて還り上ります時に、肥河の中に黒き巢橋を作り、假宮を仕へ奉りて坐せてあり。(略)

Bロ 二十三年秋九月(略)「譽津別王は、是生年既に三十、八掬鬚鬚むすまでに、猶泣つること兒の如し。常に言はざること、何由ぞ。(略)」とのたまふ。冬十月(略)天皇大殿の前に立ちたまへり。譽津別皇子侍り。時に鳴鶴有りて、大虚を度る。皇子仰ぎて鶴を觀して曰はく、「は何物ぞ」とのたまふ。(略)是に、鳥取造の祖天湯河板舉奏して言さく、「臣必ず捕へて獻らむ」とまうす。即ち天皇、湯河板舉に勅して曰はく、「汝是の鳥を獻らば、必ず敦く賞せむ」とのたまふ。時に湯河板舉、遠く鶴の飛びし方を望みて、追ひ尋ぎて出雲に詣りて、捕獲へつ。或の曰はく、「但馬國に得つ」といふ。十一月(略)湯河板舉、鶴を獻る。譽津別命、是の鶴を弄びて、遂に言語ふこと得つ。是に由りて、敦く湯河板舉に賞す。即ち姓を賜ひて鳥取造と曰ふ。

大御食を獻らむとする時に、其の御子の詔言らししく、「是の河下に、青葉の山の如きは、山と見えて山に非ず。若し出雲の石碯の曾宮に坐す葦原色許男大神を以ちいつく祝が大庭か。」と問ひ賜ひき。爾して御伴に遣はさえし王等聞き歡び見喜びて、御子は檳榔の長穗宮に坐せて、驛使を貢上りき。爾して其の御子、一宿肥長比賣と婚ひしたまひき。故竊かに其の美人を伺ひたまへば蛇ぞ。即ち見長みて遁逃げたまひき。爾して其の肥長比賣患へて、海原を光して船より追ひ来。故益見長みて山の多和より御船を引き越して逃げ上り行でまひき。是に覆奏言ししく、「大神を拜みたまひしに因りて、大御子物詔らしき。故、参上り来つ。」故、天皇歡喜びたまひて、即ち菟上王を返して、神の宮を造ろはしめたまひき。

B二 是に天皇、其の御子に因りて、鳥取部、鳥甘部、品運部、大湯坐、若湯坐を定めたまひき。

Bイハの展開をみるとき次の出雲風土記記事が参考になることすでに荻原浅男氏・三谷栄一氏・多田元氏に指摘がある。

三澤郷 郡家の西南のかた二十五里なり。大神大穴持命の御子、阿遲須积高日子命、御須髪八握に生ふるまで、夜晝哭きまして、み辭通はざりき。その時、御祖の命、御子を船に乗せて、八十嶋を率て巡りてうらがし給へども、猶哭き止みまさざりき。大神、夢に願ぎ

(該当個所なし)

B二 因りて亦鳥取部・鳥養部・譽津部を定む。

給ひしく、「御子の哭く由を告らせ」と夢に願ぎませば、その夜、御子み辭通ふと夢見ましき。則ち、寤めて問ひ給へば、その時「御澤」と申したまひき。その時「何處を然いふ」と問ひ給へば、即て、御祖の前を立ち去り出でまして、石川を度り、坂の上に至り留まり、「是處ぞ」と申したまひき。その時、其の澤の水活れ出でて、御身沐浴みましき。故 國造、神吉事奏しに朝廷に参向ふ時、其の水活れ出でて、用る初むるな

り。(以下略)

(出雲風土記仁多郡)

風土記①・記紀Bロ①はこれらが物言わぬ御子の物語であることを主張する点で共通する。荻原浅男氏は古事記当該条と右風土記条とを比較して「その内容や詞章まで」が「出雲の信仰儀礼に基づいた同系の説話」であるとされ、多田元氏も同様の見解を示される。これを例えば記(Bイ)にみると、池における二俣小舟の遊び(記Bイ)と八十嶋巡り(風土記②)との微妙な相違と共通や、御子を哭き止ませる為(風土記②波線)とは明確に目的化されないところに風土記との若干の相違がみられ、紀・風土記の哭く叙述(紀Bロ①波線・風土記①波線)を記が取り上げていないことも相まってBイの表現意図が今一つ明らかでない。しかし次のように物語構成要素の類似という点からみても両氏の見解は肯られる。

風土記①物言わぬ御子②船での率巡③父の夢見

④御子の立ち去り出

記Bロ物言わぬ御子イ船での率巡ハ父の夢の覚りハ御子の出雲行き

またホムチワケ出雲行きの舞台が風土記のそれと同じ出雲の斐伊川(Bハ「肥河」)流域であることもこれを支持しよう。だが、出雲系の説話との関係を説くにとどまっていではこの段の成立を十分に説明したことはない。記Bイハの構成要素を今少し詳細にみると、風土記との類似伝承に加えて、鳥を追う伝承・曙立王のうけひ・肥長比

売との結婚とそこからの逃亡など、この段は甚だ複雑な構成をとっている。長じてなお物言わぬ御子がどのようなことを契機に言葉を発するようになるかが物語の眼目であるが、二俣小舟での遊び(Bイ)、鶴を取りそして見ること(Bロ)、父の夢の覚り(Bハ)、御子の出雲行き(Bハ)と効果的と思われる方法を次々に並べて苦勞の果てに与えられざる言葉を獲得するに至らしめる。紀では鳥を得るだけのことばが通い(Bロ③)、風土記③では父の夢見を契機としてことばが通う。それを記では辛抱強く結末を先延ばしにしている(Bハ)。そこにこれら構成要素が一連の物語として緊密に繋がられるにいたる作意と手法が認められる。しかも御子の後見役である品遅部の祖たる曙立王の活動がこの物語において顕著なことは、それが息長氏の手により内容を膨らまされたことを推測させる。

肥長比売との結婚とそこからの逃亡は、のぞき見ること、正体罅であること、海を光らせること(神代紀第十段一書第三)などからおそらくトヨタマ神話との関わりから説かれるべきであろう。その上Aホ部が該神話の影響を受けていることはすでに多くの指摘があるところである。加えて言えば、後述(6・7章)のように、Aホは息長氏介入の色合いが濃いところに思われる。トヨタマ神話との関わりはサホビメ物語にとつてきわめて面白い問題なのだが、い

まは触れまい。ただ一言だけ申せば、トヨタマ神話の影響はAホBハに見え、一方コノハナ神話の影響はAホCに見える点で、BCの各々の成立とAホ部の成立とが関連をもつて論じられるべきと考える。この点については別稿を準備している。^{注14}

5 鶴を取る物語の改変（Bイロハの考察二）

出雲風土記との比較という点から鶴を取る（Bロ）ことを改めて注意したい。先述のようにBロは元来鳥取部の伝承とされているが、当面の風土記には鳥を追い求める話が見当らない。鶴を見（記Bロ）または弄ぶ（紀Bロ）ことによりことばが得られるであろうとする要素が欠如しているわけである。それを小稿ではBロとBイハとが伝承を別にする伝承であったことを示すと理解する。それを結びつけたのは物言わぬ皇子という設定あるいはかれが言葉を獲得するというプロットの類似と思われる。紀との関係でも元来鳥取部伝承であった紀Bロは単独に存在し、記Bイハの要素を含み持たない。この点でも両者が別伝承であったと推測できる。

BロとBイハとの関係を示す箇所を確認する必要がある。いまBロに焦点を絞れば、鳥取部の伝承を受け取って息長氏がホムチワケ物語としてこれを発展せしめた痕跡を

次の個所に認める。

記Bロ 其の鳥を見たまはば、物言はむ（と思ほすに、思ほすが如く言ひたまふ事勿し）

記Bハ 大御食を獻らむとする時に、其の御子の詔言らししく

記Bハ 大神を拝みたまひしに因りて 大御子物詔らし

「鳥を扱う者等にとつて、鳥が何ら意味を持たない伝承などは不本意なもの」（多田氏）とする見解はその意味で妥当であり、たとえて言えば「其の鳥を見たまひて遂に物詔りたまひき」というような形の物語の結末が記Bロの本来の姿であったに違いない。とすれば、記「見たまはば、物言はむ」以下の波線部「と思ほすに、思ほすが如くに言ひたまふ事勿し」なる一節は本来の鳥取部伝承には存在し得ない、後の加筆と認むべきところである。この部分はその語りの流れに乗りながらあるべき終局を否定し、そのことで今一つの物語の新たな展開を促すという作意の立ち働いた積極的な改変行為の痕跡とみられる。鳥を得ても言葉の通わない御子にはより明確な原因追求が必要になる。その結果父の夢の覚りを転機として出雲大神の祟と占に出、それが「其の御子の詔言らししく」「大御子物詔らしき」と

いうよりよい結末への旅立ちに発展する。今見たように、記ホムチワケ物語を単に二系の伝承の結合というには改変が複雑に過ぎるが、B全体を通して見たとき一つの否定が物語を長編化に向かわしめより進んだ段階の総合を生み出したことを認めることができるのである。記紀ホムチ(ツ)ワケ物語にみる量的差異(前述2章)の原因追求は少なくともこのことの理解において解決できる面があるであろう。Bイにつき言えば、風土記に似た要素があることからみて、BロとBハとの結合時に船に乗る御子のことが出雲の説話から取り出されて、Bの冒頭部に改変を経た上で据えられたと考える。身体の成長(八拳鬚心前に至る)を叙述する以前に配置することから推せば成人前のおそらく幼童の御子の養育を物語に印象付けたことになり、A部からB部への渡りを無理なく感じせしめる効果をもつ、つまり、冒頭部へのBイの設定はこれら物語の総合を意図する編者のそれであり、明らかにサホビメ物語との有機的連続性を意識するものであった。

6 湯坐の起源と息長氏(AホBニの考察)

このように息長氏におけるいくつかの諸伝承の総合が記Bイロハを通して認められると、次には紀Bニに対して記Bニが主張する相違につきみる必要が生じる。両者には記

(Bニ)「大湯坐若湯坐を定めたまひき」の記事が歴然たる差として在る。ちなみに「湯坐」のことは紀ABCに一切記されていない。ところが、このことの本文と対照すべき箇所はBイロハのホムチワケ物語中には見当らず、サホビメ物語中のAホ(「御母を取り、大湯坐、若湯坐を定めて、日足し奉るべし」)にそれがある。すると、AホとBニとの緊密性はどの段階の編入なのか―息長以後か否か―という問題が生じる。

そこで参考になるのが以下の諸論である。息長氏系譜内に湯坐儀札の姿を見出した三品彰英氏説。「甲午、初發息長足日廣額天皇喪(略)乙未、息長山田公、奉誄日嗣。」(皇極紀元：十二・十三―十四)の記事をもとに、舒明天皇(オキナガタラシヒヒロヌカ)を「息長氏が養育したてまつた額の広い(聰明な)天皇」と見、息長山田公を舒明の養育係「湯人」であったと考えた藪田香融氏説。藪田説を承けて「息長氏の血を受けた彦人大兄は異母妹の糠手姫皇女との間に舒明をもうけたが、舒明の諡号をオキナガタラシヒヒロヌカと伝え、その喪事には息長山田公が「日嗣」を誄び奉ったといひ(皇極紀元年十二月乙未)、彦人の母族としての関係から息長氏が舒明の「湯人」としてその養育に関与したとの推定は蓋然性が高い。」とし、舒明朝を息長氏伝承の定着期として重視した篠原幸久氏説^{註17}。これらの研究

は息長が湯坐という役割を舒明の時代に担う氏族であったことを示す。また黒沢幸三氏^{注18}が息長の血を受けた舒明天皇の時代に息長伝承が「記の原型」の中に定着したと考え、金井清一氏^{注19}がこの時代の息長氏を「皇室の歴史を伝承管理」していたと説いたことは周知である。

ここはなお議論の余地を残すところであろうが、開化記系譜記事

日子坐王（中略）娶近淡海之御上祝以伊都玖天之御影神之女、息長水依比賣、生子、丹波比古多多須美知能

宇斯王。

によると、丹波の王女（ミチノウシノ王の女）はその祖母を息長水依比賣とされていること、またこれが紀には見えず記だけの記載であることをも勘案して、サホビメ物語にあつて丹波国王女の指定と湯坐の設置とを併記した記のありかたは息長氏の氏族としての個性を反映した結果ではなかつたかと推測する。湯坐の起源をこのように説くことで息長氏は天皇家とのつながりの正当性を職掌上手に入れることになる。従つて、Bニ湯坐の記事はまた息長氏の手になるものと考えることができ、Bは二も加えて全体として一つの氏族即ち息長氏により形作られたものであり、さらにその関与はAホの編入にも及んでいたと目途をつけることができるのである。他氏族の伝承を取り入れあたたかも自

氏の氏族伝承であつたかのようにすりかえる。そのような物語創作の方法を息長氏はみせる。

7 サホビメ・ホムチワケ物語の連結

（Aハ・ホの考察）

かつて吉井氏は「サホヒコ叛乱物語とホムツワケの王物語とは、もと一つづきの物語ではなかつたと思ふ」と指摘されたが、それではA・Bそれぞれの物語の連結はいかようになされたかが問われねばなるまい。私はAハ最終部及びAホ部に端的にそれが窺われると考える。即ち紀にみるサホビメは皇子を抱きつつ稻城を越え（Aハ）、「自らの打算を告白」（前城直子氏）するが、紀には「後宮の事」（Aハ）の懸念はあつても皇子のこれから対する母の心やりが落とされいる。これに対する記の筆致は御子の認知・命名・日足し（Aハホ）を特徴的に描き、母無し子としての色合いを加えつつ、御子の行く末を叙するBホムチワケ物語へと有機的につながられて行く。従つて御子の養育への配慮を導入することによりA B二様の物語が統一的視界で覆われるに至つたのが古事記のサホビメ・ホムチワケ物語であつたと理解する。これを言いかえれば記が御子の養育について取り立てて述べるのは、息長の氏族としての存在意義が、湯坐としての役割を得て、オキナカタラシヒヒロヌカの養育を担つたことに一つの契機があつたと見る。先

にも触れたことだが、三つの物語がA・C・Bの並び順で記載された紀とは相違して、時間経過を逆転させつつも記がA Bと強い結び付きを先に立てて物語構成を得たことの所以は、ホムチワケ物語を重んじた息長の所為であり、その折りの痕跡がAホの条には端的に表れている。記A Bを一連の物語として自立させたのは、息長氏の自覚的な一種の文学的営為であったと認める事ができる。息長の文学的能力は、述べた如く他氏の物語をとりこみ二世代にわたる物語りの長編化をなしたとみなせる。それは息長の物語作者としての特異な性格を語っている。

8 丹波国王女物語の連結理由(記Cの考察)

記Cはどう考えるべきか。興味ある記録が天皇本紀(開化天皇六十年十月条)にみえる。即ちヒコムスミ命について品遅部君等祖(彦蔭實命)品治部君等祖。彦湯産隅命。とする事である。紀Aへに「道主王者、稚日本根子太日々天皇子孫、彦坐王子也。一云、彦湯産隅王之子也。」とある。「一云」の記事は、丹波道主の系譜に異伝の存在したことを示している。開化記によるとヒコムスミは且波之大縣主の孫でありいわば丹波氏の正統である(此天皇、娶且波之大縣主、名由基理之女、生御子、比古由牟須美命)。彦坐王の丹波における在地性に疑問をもった門脇禎二氏・畑井

弘氏^{註20}は丹波道主が且波之大縣主の正系であるとする紀「一云」の異伝が逆に丹波における旧来の系譜を伝えるものと考察された。即ち丹波道主王の王女たちの貢上は丹波国王家の正統の物語というのが本来の純粹な出自であるとみられる。しかし、山城の相楽あるいは弟国の地名にむすびついて伝説化を得たことについては、先にも述べた武田氏の「近隣に住む人々の伝承」なる判断が妥当であり、本来の丹波氏伝承と山城の伝説とがどういう関係にあるかを見定めることが課題となる。記Cが二つの伝説を抱えこむ(三浦佑之氏^{註21})ことはこれが伝承の時を経たためといえることができる。丹波国正統のヒコムスミが品遅部君等祖とする伝えを生むこと、また先述の如く丹波道主王が記では息長水依比賣を母にもつこと、従つて丹波の王女は息長の血を受け継いでいるとされることは、品遅部即ち息長系のこの系列に対する介入があつたことを示す。とすれば丹波国王女の物語が息長氏の管掌するところとなつたことを想定すべきである。つまるところ記A B C全体が一連の物語として喧伝されるに至つたのは偏に息長氏の力に与るところが大い。古事記のサホビメ・ホムチワケ・ヒバスヒメ物語はこの氏人の手によつて結ばれ、変化に満ちた味わいのある物語として形を成したといえる。

9 むすびにかえて

該物語の形成を述べるに、息長氏の物語創作能力が古事記に現在みる物語の大枠をすでに形作っていたことを見てきた。サホビメ事件に出産と御子の養育の要素を加味し神話性をはたらかせ、物言わぬ皇子の成長・出雲行・物言わぬことのいわば欠落状態の補完それに結婚の要素を加え物語の長編化を成し、息長水依比賣の孫娘たちの宮廷入りとエピソードを添え、総じて物語世界を豊かにふくらませた。もちろん息長以後の加筆や全般的な潤色もありえた、それについては神田氏・瀬間氏の研究や、金井氏の「古事記下書」の想定及び息長伝承の行く末に関する説についてもっと触れなくてはならなかった。また息長の物語創作自体がそれ以前の伝承の融合・改変・増補であるからには、息長以前の物語のありようを見きわめたうえで、の作意や手法の抽出であることが望ましかったが、本稿においては厳密な意味でのそのような分析をする余裕をもち得なかった。息長の色に染まる以前の物語の変容と流転の多様な相の把握

Aイ 垂仁記

- ①夫と兄と、孰か愛しき
- ②兄ぞ愛しき
- ③吾と汝と天の下を治めむ

についても課題が残る。何よりも、サホビメ物語にはこれまで氏族伝承の面から多くの進んだ研究があり、日下部氏（武田氏・浜田清次氏・金井氏・深沢忠孝氏・森昌文氏）、丸途氏（白川氏・前城氏）、春日氏（守屋氏）、息長氏（前城氏）、葛城氏（保坂達雄氏）、上毛野氏（紀伝承—三谷・前城氏）などの諸説があり決定をみていない。氏族伝承の通用性の問題などなお未解決の面がある。また以上に関連して、木田章義氏の「古事記本文の背後に存在したらしい文献」としての「丹波国に関係した資料」の存在についての説にも触れなければならなかったが、果たせなかった。併せて今後の課題としたい。

〈注〉 以下、昭和はS、平成はHで略記する。

- 1 研究史は萩原千鶴氏「サホビメ物語」国文学三六巻八号 H
- 三・七が要を得ている。
- また平成三年上代文学会大会発表資料（藤原）がなお不備ながらより詳細である。

2 たとえば記紀Aイ口部の類似表現は左引の如くである。

Aイ 垂仁紀

- ①汝、兄と夫と孰か愛しき
- ②兄ぞ愛しき
- ③必ず汝と天下に照臨まむ

④ (八塩折りの) 紐小刀を作りて、其の妹に授けて曰ひしく、「此の小刀を以ちて、天皇の寝ませるを刺し殺せ」。

Aロ

①故、天皇(其の謀を知らしめさずて)其の後の御膝を枕きて、御寝坐しき。

②泣く涙御面に落ち溢れき。

③乃ち天皇、驚き起きたまひて、其の后を問ひて曰らししく、

④吾(異しき)夢見つ。

⑤沙本の方より暴雨零り来て、急に吾が面に沾れき。

⑥錦色の小さき蛇、我が頸に纏繞りき。

⑦(如此の夢は)是れ何の表に有らむ

⑧其の后争はえじと以為ほして、

⑨(是を以ちて、御頸を刺さしまつらむと欲ひて)

⑩泣く涙御面に落ち沾れき。

⑪必ず是の表に有らむ

3 白川敏子氏「古事記沙本毘賣物語の成立過程」東京女子大学
日本文学一三 S三四・十一にすでに指摘がある。ただ、それが氏説の如く安万侶の手によるかは尚考察の要がある。

4 三谷栄一氏「サホヒメとホムチワケ物語から見た古事記日本書紀の構成とその意義」国学院雑誌八七卷十一号 S六一・十一。前城直子氏「古事記サホヒメ物語現存形の成立の

④七首を取りて、皇后に授けて曰はく、「是の七首を(ころもの中に佩びて)天皇の寝ませらむときに、(廻ち頸を)刺して殺せまつれ」といふ。

Aロ

①時に天皇、皇后の膝に枕して晝寝したまふ。

②即ち涙流りて帝の面に落つ。

③天皇、即ち寤きて、皇后に語りて曰はく、

④朕(今日)夢みらく、

⑤大雨狭穂より發り来て面を濡す

⑥錦色なる小蛇、朕が頸に繞る。

⑦是何の祥ならむ

⑧皇后、即ち謀を得匿すまじきことを知りて、

⑨(適遇是の時に、勞かずして功を成げむ)

⑩眼涕自づから流る。(則ち袖を挙げて涕を拭ふに、袖より溢りて)帝面を沾しつ。

⑪必ず是の事の応ならむ

背景(一)「国士館短期大学紀要十二 S六二・三。以下本稿における三谷氏説はこの論による。また特に注を付さない場合は前城氏説もこの論による。

5 吉井巖氏「ホムツワケ王」万葉七四号 S四五・十。志田諱一氏「古代氏族の性格と伝承」雄山閣(増補 昭和四九)S四五。阪下圭八氏「ホムチワケの物語(一)」東京経済大学

人文自然科学論集五八 S五六・七。多田元氏「本牟智和氣御子伝承の構想」国学院大学大学院研究紀要 文学研究科一七輯 S六一。以下本稿における吉井氏阪下氏多田氏説はこの論による。

6 武田祐吉氏「古事記説話群の研究」明治書院 S二九。以下本稿における武田氏説はこの書による。

7 守屋俊彦氏「沙本毘売の物語について―その古代的基盤―」
「倉野憲司先生古稀記念 古代文学論集」S四九・九（「古事記研究」三弥井書店 S五五 所収）

8 寺村光晴氏「古代玉作形成史の研究」吉川弘文館 S五五
9 井口樹生氏「炎よりの誕生」上智大学「国文学論集」一号 S四三・二二（「境界芸文伝承研究」三弥井書店 H三 所収）

10 西宮一民氏編「古事記 新訂版」桜楓社P一二〇に「亦」はこれ迄とは異なる資料を接続したことを表す。」との注あり。

11 神田秀夫氏「古事記の構造」明治書院 S三四

12 瀬間正之氏「沙本毘賣物語と漢訳仏典」古事記年報（三）S六三・一

13 荻原浅男氏 日本古典文学全集「古事記上代歌謡」小学館 S四八

14 藤原「火中死生―サホヒメ物語成立過程の分析―」古事記年報（三十四）H4

15 三品彰英氏「増補日鮮神話伝説の研究」三品彰英論文集 四

卷 平凡社 S四七

16 蘭田香融氏「皇祖大兄御名入部について」日本書紀研究 第三集 塙書房 S四三・十一

17 篠原幸久氏「継体王系と息長氏の伝承について―総括および分析視点」学習院史学二六 S六三・二三

18 黒沢幸三氏「日本古代の伝承文学の研究」塙書房 S五一

19 金井清一氏「記紀の生成とその時代」国文学 二三卷十四号 S五三・十一

20 門脇禎二氏「日本海域の古代史」東京大学出版会 S六一。
畑井弘氏「彦湯産隅王小考」甲南大学紀要文学篇 三五 S五四・三

21 三浦佑之氏「円野比売の伝承―価値意識の悲劇性―」国語と国文学 五三卷四号 S五一・四

22 神田氏注11同書。瀬間氏注12同論。金井氏注19同論。
23 浜田清次氏「沙本毘売の物語について」日本文学研究五三七・一。金井清一氏「サホヒコの叛乱―散文学の発生試論―古典と現代」一七 S三七・九。深沢忠孝氏「佐保毘古王の反逆」『古代の文学3古事記』早大出版部 S五二。森昌文氏「サホヒコ譚と雄略紀十四年四月の条」国文学研究八六集 S六〇・六。白川氏注3同論。守屋氏注7同論。前城氏

「沙本の暴雨・錦色の小蛇」国士館短期大学紀要九 S五九・三。保坂達雄氏「サホヒメの物語」萌木十一号（慶応義塾女子高等学校）S五一・三。

24 木田章義氏「古事記そのものが語る古事記の成書過程―」以音注」を手がかりに」万葉一一五号 S五八・十

☆ 小稿は平成三年五月上代文学会大会（富山県高岡市）において発表した草稿を改稿補筆したものである。ここにあえてお名前を挙げることはひかえるが発表時・発表後にお教えをいただいた方々に、心より謝意を表します。